

ニトリ 北海道応援基金募集!

※写真は2010年度ニトリ北海道応援基金助成事業の一部です。



【植樹】支笏湖台風災害森林再生プロジェクト(コンサ百年の森づくり実行委員会)



【植樹】さくらの山を町民みんなの手で(清里町役場)



【植樹】開町120周年記念植樹祭(新十津川町役場)



【植樹】夕張再生を目指して(夕張観光プロジェクト)



【教育】プロフェッショナル養成講座(北海学園大学)



【環境】タンチョウのえさづくりプロジェクト(タンチョウコミュニティ)



【教育】都市環境科森林教育推進の会(NPO法人北海道森林ボランティア協会)



【環境】ヤマへの育成・放流事業(社団法人北海道山女魚を守る会)



【教育】留学生就職促進プログラム(札幌商工会議所)

ニトリを支えてくれた北海道への恩返しです。

1967年にわずか30坪でニトリはスタートし、現在では226店舗(10月31日現在)になりました。これはひとえに北海道の皆様のおかげと心より感謝しております。今年も昨年同様、「ニトリを支えてくれた北海道を元気にしたい」という想いから、ふるさと「北海道」へ応援事業を実施していきます。



サクラ・モミジなどの地域活性化につながる植樹活動及び自然環境保護活動

【2011年度継続支援】札幌市植樹・札幌駅前通り及び創成川公園への植樹

ニトリのおもな社会貢献活動実績	
インドネシアマラ島沖地産 義援金 2億円	日本全国の児童養護施設・母子生活 支援施設へランドセル寄贈 ほか
新潟中越地震 義援金 1億円	
四国省大地震 義援金 1億円	

第7回応募条件【概略】

- ①助成対象
 - 活動内容が北海道内、北海道で事業を行うまたは行っている団体や個人、NPOや財団法人などの団体を除く。任意で活動しても構いません。但し、しっかりと会計管理ができること。
 - ※自治体・学校・宗教法人・社会福祉協議会などは対象外とする。団体個人の応募は受けません。
- ②助成活動対象期間
 - 2011年度(2011年4月1日)から2012年(2012年3月31日)まで
- ③対象となる活動地域
 - 北海道内限定
- ④助成額
 - 1件当たり助成金額上限はありません。
 - ※助成対象外の一部
 - ① 助成対象外の一部
 - ② 助成対象外の一部
 - ③ 助成対象外の一部
- ⑤応募方法
 - 応募の申請書にご記入の上、下記事務局へ郵送にてご応募ください。
- ⑥発表
 - 可否については、応募委員会にて審査します。
 - ※2011年度は、応募委員会にて審査します。



株式会社 ニトリホールディングス 本社
北海道応援基金事務局【担当:伊東・柿岡】
〒006-8520 札幌市手稲区新築第6条1丁目5-80
TEL:011-854-8388 FAX:011-854-0114【受付:月曜~金曜 9:00~17:00】
e-mail: kikin@nitori.jp【24時間受付】
http://www.nitori.co.jp

◆2011年度 ニトリ北海道応援基金 募集要項

1. テーマ
 - ・北海道の地域社会に対する「公共性」や「公益性」が高く、道民への貢献が期待できる活動。
 - ・北海道が抱える課題にタイムリーで、その活動によって何らかの問題解決や地域の活性化が期待できる活動。
2. 2011年度の助成対象は「環境」と「教育」
 - (1)環境
 - ※植樹の場合、苗木代と支柱代のみが対象です。また、草花は対象外になります。
 - ①植樹:地域の環境改善を目的とした公園や街路樹整備、公共施設への植樹、森林整備、植林(による治山治水や海洋資源の培養)など。
 - ②地域の生活(住)環境改善活動。
 - ③環境保全:地球温暖化防止に向けた“温室効果ガス(CO₂)”の削減活動。
 - ④自然環境の修復や破壊から守る活動。
 - ⑤生物多様性の取り組み:絶滅危惧種の生息環境の整備、地球上のエコシステム機能や生態系全体の生産力の維持活動。
 - ⑥資源の有効活用:3R活動。
 - ⑦その他、環境に関する活動全般。
 - (2)教育
 - ①青少年の健全育成のための活動。
 - ②地域の文化や芸術、歴史的文化財(遺産)の継承や振興活動。
 - ③それらに関わる人材の育成。
 - ④スポーツを通して、健全な精神や肉体を形成する活動。
 - ⑤その他、教育環境の整備や文化的な活動全般。
3. 助成額
 - 総額1億円程度

【2010年度継続支援】
札幌市植樹:札幌駅前通り及び創成川公園への植樹
4. 助成活動対象期間
 - 2011年4月1日から2012年3月31日
 - (この間に開始または継続している事業。例えば、2011年11月1日~2012年5月30日までの事業は、3月31日までの活動が助成対象で、それ以降に関しては翌年の基金になります。)
5. 助成条件
 - ①北海道内での活動(事業)であること。
 - ②NPOや財団法人、サークルやグループ、または個人で、非営利を目的とした事業であること。
 - ③しっかりと会計管理(収支計画・決算報告)ができること。
 - ④特定の政治や社会思想・宗教などを基盤とした活動ではないこと。
 - ⑤地方公共団体(自治体)や国から委託された事業ではないこと。
6. 助成対象とならない費用
 - ①植樹の場合、樹木代と支柱代以外の費用。
 - ②申請活動以外に転用できる器具や備品等(カメラ、パソコン、ソフト等)。
 - ③事務所費(人件費、事務所賃借料、電話代、水道光熱費)等の管理費。
 - ④職員や会員の日当。
 - ⑤親睦会や慰労会等の費用。

7. 応募締切

2010年12月20日(月)必着

8. 申請(申込)方法

以下の書類を出力し、必要事項を記入の上、郵送してください。

①2011年度(第7回)北海道応援基金助成公募申請書
②助成申請チェックリスト
③申請書別表
④2011年度事業計画書(既成の事業計画書または企画書でOKです)と 収支予算書(収支計画が出来ていない時は前年の収支報告書)

各書類をパソコンで入力する時は、エクセルシートをダウンロードしてください。

※植樹の時は以下の書類も提出してください。

- ・植樹場所周辺地図(植樹予定場所を明示)
- ・苗木代と支柱代の複数業者による見積書

※④の事業計画は書面での提出とし、DVDやビデオなどのディスクは受けません。

9. 決定方法

- ①当基金内に、外部有識者による選定委員会を設置します。
- ②事務局において、「2.助成対象」と「5.助成条件」に合致しているかを書類審査します。
- ③提出書類に不足事項や不明点がある時は、電話によるヒアリングを実施します。
- ④上記②を基に助成対象事業一覧を作成し、選定委員会へ提出します。
- ⑤選定委員会ではひとつひとつの事業について審査し、助成団体と金額を決定します。
- ⑥助成金額は活動内容や、助成希望項目などを基に決定します。
そのため、申請金額の一部となることもあります。

10. スケジュール

①募集期間	2010年11月2日～2010年12月20日(必着)
②事務局による書類審査	2011年1月下旬～2月中旬
③選定委員会での審査	2011年2月下旬～3月中旬
④助成先助成額の決定	2011年2月下旬～3月中旬
⑤申請者への採否通知	2011年3月下旬～4月上旬
⑥助成金贈呈式	2011年5月上旬
⑦助成金の交付開始	2011年4月20日～
⑧事務局による現地視察	2011年5月～
⑨助成団体からの活動報告	2011年5月～
⑩経理監査	中間報告・最終報告後随時

※スケジュールは、事情により変更になることがあります。

- ⑧現地視察:事務局員が現地を訪問し、実際の活動状況の視察を行います。
視察に当たっては、視察希望日を基に双方でスケジュールを調整の上決定します。

⑨活動報告:助成対象事業の

- ①中間報告:活動期間が3ヶ月以上の時は、中間報告書を提出。
- ②最終報告:助成活動が終了してからの最終報告書。終了後30日以内に提出。

⑩経理監査:専門の経理監査員が、助成金が適正かつ規定どおりに使用されているかを

- ①所定の経理報告書
 - ②領収証や使途が証明できる資料
- 等により監査を行います。

11. 結果発表

申請者全員に、2011年3月下旬を目途に文書にて採否を郵送します。
採用された団体および個人へは、合わせて必要書類を郵送します。
助成団体(個人)は、当ホームページに「2011年度助成活動」として掲載します。

12. 助成が決まった団体(個人)は

- ①決定通知の中で、覚書の締結や助成金申請方法などを案内します。
- ②助成金贈呈式への出席(5月上旬予定)をお願いします。
・地方からの出席者につきましては、交通費と宿泊費を当基金が負担します。
- ③活動報告書の提出
 - ・中間報告 活動期間が3ヶ月以上の時は、中間時点での進捗状況を提出。
 - ・最終報告 活動が終了してからの最終報告で、終了後30日以内に提出。
 - ・収支報告書 最終報告の中で、収支報告も提出。

13. 送付先

〒006-8520 札幌市手稲区新発寒6条1丁目5-80
株式会社ニトリホールディングス 北海道応援基金事務局 宛

14. 問合せ先

ご不明な点や質問がある時は、E-MailまたはFAXをお願いします。

- ①E-Mailの時 kikin@nitori.jp
- ②FAXの時 011-666-0114
- ③電話の時 011-664-8368

電話でのお問合せは、月曜日から金曜日 9時から17時です。

※不在の時がありますので、極力E-MailまたはFAXをお願いします。